

嘉麻市パブリックコメント手続実施規程

(趣旨)

第1条 この告示は、嘉麻市自治基本条例（平成22年嘉麻市条例第8号）第27条第2項の規定に基づき、市民に意見を求める場合のパブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策等の策定、変更又は廃止に当たり、その素案（以下「政策案」という。）を公表して市民の意見を広く求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる事項は、次に掲げるものの策定、変更又は廃止とする。

- (1) 憲章、宣言等
 - (2) 基本的な方針又は政策を定める計画
 - (3) 基本的な方針又は制度を定める条例
 - (4) 市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。）又は市民の生活、事業活動等に重要な影響を及ぼす条例
 - (5) 市民の生活、事業活動等に重要な影響を及ぼす施策
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続は、実施しないことができる。
- (1) 迅速又は緊急を要する場合
 - (2) 内容が軽微である場合
 - (3) 市長に裁量の余地がないと認められる場合
 - (4) 意見を聴取する手続が法令等により定められている場合
 - (5) アンケート調査、説明会等市民の意見を求める手続が別に行われる場合
 - (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、条例の制定又は改廃に係る直接請求の手続が現に進行している場

合

(意見を提出できる者)

第4条 パブリックコメント手続において意見を提出できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市の区域内に居住する者
- (2) 市の区域内で働く者
- (3) 市の区域内で学ぶ者
- (4) 市の区域内で事業又は活動を行う団体等
- (5) パブリックコメント手続に係る事案につき利害を有する者

(政策案の公表)

第5条 市長は、第3条第1項各号に掲げるものの策定、変更又は廃止をしようとするときは、その最終的な意思決定を行う前に、相当の期間を設けて、政策案を公表しなければならない。

2 市長は、政策案の公表を行うときは、次に掲げる事項を当該政策案と併せて公表しなければならない。

- (1) 政策案の概要
- (2) 政策等の目的その他必要な資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市長が指定する場所での閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載

(意見の提出)

第6条 市長は、政策案の公表を行ったときは、公表の日から30日以上の期間を設けて、市民から意見の提出を受けなければならない。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、その理由を公表して、期間を短縮することができる。

2 意見を提出する方法は、次のとおりとする。

- (1) 市長が指定する場所への提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他市長が必要と認める方法

3 意見を提出する者は、住所、氏名(団体の場合にあっては、団体名及び

その代表者名)、連絡先等を明らかにして意見を提出するものとする。

(意見の考慮)

第7条 市長は、提出された意見を考慮して、政策等の決定を行うものとする。

2 市長は、政策等の決定を行ったときは、提出された意見の概要、当該意見に対する市の考え方及び政策案を修正した内容について、公表しなければならない。

3 前項の規定による公表は、第5条第3項の規定を準用する。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメント手続の実施に関する運用状況について、市の広報紙及びホームページにより毎年度公表しなければならない。

(他の意見提出の機会)

第9条 市長は、より多くの意見を受けるため、この告示に定めるパブリックコメント手続のほか、アンケート調査、説明会等他の意見の提出の機会を設けるよう努めなければならない。

(個人情報の保護等)

第10条 市長は、パブリックコメント手続の実施により収集した個人情報について、嘉麻市個人情報保護条例(平成18年嘉麻市条例第16号)の規定に基づき、適切に取り扱わなければならない。

2 市長は、市民から提出された意見に嘉麻市情報公開条例(平成18年嘉麻市条例第14号)第7条第2項の規定による非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に意思決定の過程にある政策等であって既に市民の意見を聴取する手続を経ているもの又は早急に意思決定を行う必要のあるものについては、この告示の規定は、適用しない。